

令和6年度徳島県主任介護支援専門員更新研修 Q&A

該当ページを御確認ください。

※主任介護支援専門員更新研修は、以下「主任更新研修」と表記します。

①主任更新研修の受講時期について	P.1
②主任介護支援専門員の有効期間内に受講できなかった場合の対応	P.1
③受講要件「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」	P.2
④受講要件「ファシリテーター」	P.2
⑤受講要件「地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外研修等に、主任介護支援専門員（更新）研修を受講した翌年度以降、各年度4単位以上取得した者」	P.2
⑥受講要件「日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会において、演題発表等の経験がある者」	P.4
⑦主任更新研修と介護支援専門員証の更新に必要な研修の関係	P.4

① 主任更新研修の受講時期

主任介護支援専門員の有効期間がおおむね2年以内に満了する場合は、受講してください。必ずご自身で確認の上、有効期間が切れることがないように十分ご注意ください。

例) 令和8年 主任介護支援専門員の有効期間満了の場合 →令和6年から受講対象

② 有効期間内に主任更新研修を受講できなかった場合の対応

主任介護支援専門員の有効期間は、経過措置を含むもので考えてください。

主任更新研修の修了は提出課題の評価等も含め10月末ですので、研修受講年の11月までに主任介護支援専門員の有効期間が切れる方は、前年の研修を受講していただき、主任介護支援専門員の有効期間が切れないよう各自で管理してください。

有効期間が切れた場合は、再度、「主任介護支援専門員研修」を受講してください。

- ③ 受講要件「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」
令和元年度から令和5年度の間実施された以下のいずれかの研修で、2回（2日）以上指導した経験を有する者です。 ※1回あたりの指導時間数は不問

（研修一覧）

介護支援専門員実務研修

介護支援専門員更新研修（実務経験者） ←専門研修課程Ⅰ又はⅡでも構いません

介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修

主任介護支援専門員研修

主任介護支援専門員更新研修

- ④ 受講要件のうち「ファシリテーター」

「ファシリテーター」とは、研修実施機関から依頼を受け、研修時に講師とともに受講者への指導・助言を行うなど、研修の進行を推進する者です。単に受付や進行の司会者は該当しません。

- ⑤ 受講要件「地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外研修等に、主任介護支援専門員（更新）研修を受講した翌年度以降、各年度4単位以上取得した者」

対象者：実施主体が認めた研修に、主任（更新）研修を受講した翌年度以降、各年度（4月から3月までの年度ごとに）4単位以上取得したことを証明できる方

対象かどうかは申込みの際に提出する次の書類によって確認し、決定します。

① 研修の概要が分かる書類（開催要項、チラシ等）

② 「研修修了証明書」もしくは「研修受講記録」

※新型コロナウイルス感染症対策のため令和2年度に予定されていた法定外研修が一部中止となったことから、令和元年度と令和2年度の両年度、もしくは令和2年度と令和3年度の両年度で、計8単位以上取得していることを条件に、受講申込を受け付けます。

【法定外研修の要件】

下記のいずれにも該当する場合に、法定外研修の要件を充足します。

- ア 「地域包括支援センターや職能団体」のいずれか
- イ 「法定外研修等」①～④全て
- ウ 「年4単位以上」

●「地域包括支援センターや職能団体」

- ①徳島県
- ②市町村及びみよし広域連合
- ③各地域包括支援センター
- ④日本介護支援専門員協会、徳島県介護支援専門員協会
- ⑤徳島県社会福祉協議会
- ⑥日本ケアマネジメント学会
- ⑦その他、徳島県が適当と認めるもの

●「法定外の研修等」

- ①指導者を招へいしている研修
- ②参加人数が15名以上の研修
- ③介護支援専門員を対象とした研修であること
- ④介護支援専門員としての資質向上に寄与するテーマを主とした研修
(該当となる研修テーマ例)
 - ・ケアマネジメントの倫理的課題に対する支援
 - ・地域包括ケアシステムにおける主任介護支援専門員の役割
 - ・ターミナルケア
 - ・リスクマネジメント
 - ・地域援助技術
 - ・医療介護連携・多職種協働
 - ・対人援助監督指導(スーパービジョン)
 - ・事例検討・事例研究
 - ・権利擁護
 - ・ヤングケアラー、認知症、身寄りのない高齢者等への対応
 - ・その他、徳島県が適当と認めるもの

●「年4単位以上」

法定外研修を2時間以上受講すると1単位取得可

例：18：00～20：00 ⇒ 1単位

10：00～12：00(昼休憩) 13：00～15：00 ⇒ 2単位

※全日程の受講で内容が完結する研修を一部しか受講していない場合、
単位取得を認めない

例：10：00～15：00で完結する研修のうち、
午前もしくは午後しか受けていない場合は2時間以上研修を受講しても単位取得できない
10：00～12：00（午後からの研修を受講していない）
⇒ 0単位

●対象外の研修一例

- ・介護支援専門員法定研修
- ・市民公開講座、一般県民向け研修、所属事業所内の研修、役職者向けの研修
- ・講演会など、聞くことを主として、演習がないもの
- ・他職種を養成することを目的とした研修（例：「認知症サポーター養成研修」「認知症キャラバン・メイト」、「認知症地域支援推進員研修」、「認知症初期集中支援チーム員研修」、「認定調査員研修」、「認知症介護実践者研修」、「権利擁護支援者養成研修」等）
- ・介護及び業務に関する説明会
- ・地域ケア会議

⑥受講要件「日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会において、演題発表等の経験がある者」

研究大会の範囲については、「日本ケアマネジメント学会」が主催する研究大会、日本介護支援専門員協会全国大会、その他、研修実施機関がこれらの研究大会と同等と認めるものを対象とします。

⑦「主任更新研修」と「介護支援専門員証の更新に必要な研修」の関係

通常、介護支援専門員の有効期間を更新するためには、専門更新研修過程ⅠⅡ等を修了する必要があります。しかし、主任更新研修修了者のみ、次のように更新をすることができます。

主任介護支援専門員の有効期間だけでなく介護支援専門員の有効期間も更新

※主任更新研修は、主任介護支援専門員および介護支援専門員証の有効期間内に受講

※介護支援専門員としての有効期間を更新するためには手続が必要